

様式第1(第4条関係)

公共汚水ます等設置申請書

令和 年 月 日

稲沢市長 殿

申請者 住所
氏名
電話

稲沢市公共汚水ます等設置に関する要綱に基づき、公共汚水ます等の設置について次のとおり申請します。

なお、設置後の維持管理が適切に行われているかを確認する場合の立ち入りについては、異議を申しません。

土地所在地	稲沢市	地積	m ²
土地所有者	住所 氏名 電話		

土地所在地で該当するところに○印又は記入をしてください。

種別 1 住宅 2 事務所 3 店舗 4 店舗付き住宅
5 工場 6 倉庫 7 その他()

種別の欄の3～7に○印の方は、さらに次の欄で該当するところに○印又は記入をしてください。

業種 1 製版業 2 化学工業 3 金属製品製造業
4 鉄鋼業 5 繊維工業 6 食品製造業
7 飲食業 8 洗濯業 9 土石製品製造業
10 窯業 11 メッキ業 12 自動車整備業
13 学校 14 写真現像業 15 機械器具製造業
16 病院 17 ガソリンスタンド 18 パルプ紙製造業
19 なめし皮、毛皮製造業 20 その他()

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

方位	見 取 図	汚水ます設置 希望個数
		個

※ 記入に際しては、裏面の記入上の注意事項をよくお読みになってください。

記入上の注意事項

1. 住宅等の建物が建設されている土地（建築中を含む）の場合は、当該建物所有者が申請者となります。また、その他の場合は、土地所有者が申請者となります。土地所有者欄にも記入してください。
2. 公共汚水ますの位置は、道路境界線から敷地内へ1 m以内入った所へ設置します。
3. 公共汚水ます及び取付管を設置する位置に支障物件がある場合、移転費は自己負担となります。
4. 公共汚水ます及び取付管の工事費は、特別の場合を除いて公費で施工します。
5. 不明な点がありましたら、稲沢市上下水道部下水道課（0587-21-4199）までお問い合わせください。

稲沢市の下水道は、汚水と雨水を分離して流す分流式です。

分流式とは、汚水と雨水を別々の下水管で排除するもので、汚水（台所・浴室・便所等の排水）は下水処理場で清浄な水に処理され、雨水はそのまま側溝又は雨水管を経て、河川等に放流されます。

従って、各自で施工していただく宅内の排水設備は、汚水と雨水を分離した排管で行っていただくこととなりますのでご注意ください。